

新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)
交付要綱
(インフラ整備事業(国土交通省所管港湾整備事業))

令和7年4月1日
国港総第781号

国土交通事務次官

第1 通則

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱(令和7年1月31日付け府地創第22号及び府地事第41号内閣府事務次官通知、6農振第2322号農林水産事務次官通知、20250121 財経第1号経済産業事務次官通知、国総政第45号国土交通事務次官通知、環政総発第2501303号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6 1 3)に定める新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)(以下「交付金」という。)のインフラ整備事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号。以下「国土交付規則」といい、別表1社会資本総合整備事業について適用する。)、港湾関係補助金等交付規則(昭和36年運輸省令第36号。以下「港湾交付規則」といい、別表1港湾整備事業について適用する。)、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付対象

1 交付対象となる事業

交付金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、別表1のとおりとする。

2 事業主体

事業主体は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下単に「認定地方公共団体」という。)とする。

3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、認定地方公共団体とする。ただし、社会資本整備円滑化地籍整備事業については、認定地方公共団体が実施する社会資本整備円滑化地籍整備事業に対して経費の負担を行う都道府県とする。

第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、国土交付規則(又は港湾交付規則)の規定に基づき国土交通

大臣が行うものとする。ただし、第6 3の規定に基づき、交付された交付金が、インフラ整備事業のうち、当初予定されていた対象事業（以下「当初予定事業」という。）以外のインフラ整備事業（以下「他の事業」という。）に充てられる場合には、当該当初予定事業に係る交付金の交付の決定を行った大臣が所管するものとする。

第4 交付金の交付期間

国土交通大臣が認定地方公共団体及び都道府県に対し交付金を交付することができる期間は、第2世代交付金実施計画（以下「実施計画」という。）ごとに当該計画に基づき対象事業が実施される年度から起算して、原則5年以内とする。

第5 交付限度額

第7に規定する国の負担割合の補正前の交付金の限度額（以下「交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A : 実施計画に記載されている対象事業ごとの経費

B : 実施計画に記載されている対象事業ごとに別表1の国の負担割合に掲げる割合

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 実施計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金が交付される年度の年度末において見込まれる対象事業の進捗率

D : 算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 対象事業に係る総事業費に対する執行事業費の割合

2 事業の進捗率の変更

事業主体は、実施計画に記載されている事業に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額（第7に規定する引上額を含む。）すべてについて、1の規定により算出される額にかかわらず、当該事業整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

3 交付金の他の事業への充当

事業主体は、単年度交付額(第7に規定する引上額を除く。)の 1/2 未満の範囲で、かつ同一実施計画内の他の事業の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を同一実施計画内の他の事業に要する経費として充てることができる。

ただし、当初予定事業の所管省庁と他の事業の所管省庁の協議が整った場合に限る。

また、当初予定事業又は当該他の事業の関連事業として社会資本整備円滑化地籍整備事業を実施する場合は、同事業に対して経費の負担を行う都道府県との協議が整った場合に限る。

第7 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和 36 年法律第 112 号。以下「負担特例法」という。)第2条第1項に規定する適用団体が行う後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 258 号)第1条各号に該当するものについては、負担特例法に準じて国の負担額を引上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6 1に規定する単年度交付額と合わせて交付するものとする。

なお、負担特例法第3条第1項に規定する引上率については、負担特例法第3条第4項に基づき総務大臣が通知する交付金の交付対象となる年度の値を用いることとする。

第8 交付申請

適正化法第5条及び適正化法施行令第3条、国土交付規則(又は港湾交付規則)の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付金の交付を受ける者(以下「交付申請者」という。)は、毎年度、国土交通大臣が別に定める日までに、国土交通大臣に対し、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

第9 変更交付申請

1 交付申請者は、適正化法第7条第1項及び国土交付規則(又は港湾交付規則)の規定により承認を受けようとする場合には、国土交通大臣に対し、別に定める変更交付申請書を提出するものとする。

2 実施計画に定められた交付申請対象事業については、実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第7条第1項第3号の軽微な変更とし、第1項本文の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

第10 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して 15 日を経過する日までに、国土交通大臣に対し、別に定める申請取下書を提出するものとする。

第 11 遂行状況報告

事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣は交付申請者に対して当該交付金の遂行状況について報告を求めることができる。

第 12 実績報告

- 1 適正化法第 14 条及び国土交付規則第9条第1項(又は港湾交付規則第5条第1項)の規定に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して1か月(港湾交付規則に基づく場合は30日)を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月 10 日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に対し、別に定める実績報告書を提出して行うものとする。なお、適正化法第 14 条後段の規定による報告は、国土交付規則(又は港湾交付規則)の規定により、交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月 30 日までに行うものとする。
- 2 ただし、国土交通大臣が前項の期日によることができない困難な特別の事由があると認めた場合には、同項の報告の期日は、事業の完了の日が属する年度の翌年度の6月 10 日までとすることができる。

第 13 交付金の額の確定等

国土交通大臣は、第 12 の規定により実績報告書を受領したときは、その報告に係る事業が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかについて、必要に応じて現地調査等を行うものとし、適合すると認めたときは、適正化法第 15 条の規定により交付金の額を確定し、交付申請者に交付額確定通知書を通知するものとする。

第 14 交付金の経理

事業主体及び交付金の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 本要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 地方創生港整備推進交付金交付要綱(令和3年4月1日付け2水港第2703号農林水産事務次官及び国港総第730号国土交通事務次官。以下「旧要綱」という。)は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で、令和6年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 4 令和6年度末までに法第5条第15 項の認定を新たに受けた地域再生計画に記載されている第5条第4項第1号口に規定する事業の実施については、当該地域再生計画の計画期間が終了するまでの間、なお従前の例による。

別表1

種別	事業	要件、率
港湾整備事業	(1)港湾事業 (2)港湾環境整備事業	<p>港湾法第42条、第43条、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律第2条、沖縄振興特別措置法第94条に規定する建設または改良に係る事業、沈没船等処理および港湾機能高度化施設整備事業であつて次の規定の範囲内とする。</p> <p>港湾関係補助金等交付規則実施要領(昭和43年5月8日付け港管814号港湾局長通知)第5補助対象範囲のうち下記項目の規定を準用する。</p> <p>1水域施設、2外郭施設、3係留施設、4臨港交通施設、8港湾環境整備施設、9廃棄物処理施設等、10 海域環境創造・自然再生等事業、13 港湾施設用地等、14 港湾施設改良費補助・港湾施設改良費統合補助、16 共通事項</p> <p>港湾機能高度化施設整備事業については、港湾機能高度化施設整備費補助交付要綱(平成17年4月1日付け国港管第1号)の規定を準用する。</p>
社会資本整備総合交付事業	(3)港湾改修事業	社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会2317号国土交通事務次官通知)附属第I編イ-2-(1)、附属第II編イ-2-(1)及び附属第III編イ-2-(1)の規定を準用する。
	(4)緑地等施設整備事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第I編イ-2-(2)、附属第II編イ-2-(2)及び附属第III編イ-2-(2)の規定を準用する。
	(5)海域環境創造・自然再生等事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第I編イ-2-(3)、附属第II編イ-2-(3)及び附属第III編イ-2-(3)の規定を準用する。
	(6)関連事業 イ 関連社会資本整備事業 ロ 効果促進事業 ハ 社会資本整備円滑化地籍整備事業	<p>要件については、社会資本整備総合交付金交付要綱第6第2号の規定を準用する。この場合において、「社会資本整備総合整備計画」とあるのは「認定された地域再生計画又は実施計画」と、「基幹事業と一体」とあるのは「交付要綱別表1(3)から(5)までの事業と一体」と、「基幹事業が」とあるのは「事業が」と、「社会資本整備総合交付金」とあるのは「交付金」と、「基幹事業に」とあるのは「交付要綱別表1(3)から(5)までの事業に」と読み替えるものとする。</p> <p>国費の算定方法については、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第III編第2章の規定を準用する。</p>

注1：港湾整備事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、別表2に定める国費率を乗じて算定するものとする。

別表2

区分	率																									
港湾整備事業 (1) 港湾事業	港湾改修費補助 改修事業、港湾メンテナンス事業 (内地)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾の種類等</th> <th>水域施設</th> <th>外郭施設</th> <th>係留施設</th> <th>臨港交通施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際戦略港湾 国際拠点港湾</td> <td>5/10、4/10*3</td> <td>5/10、4/10*3</td> <td>5/10、4/10*3</td> <td>5/10、4/10*3</td> </tr> <tr> <td>重要港湾</td> <td>5/10、5.5/10*2、4/10*3</td> <td>5/10、5.5/10*2、4/10*3</td> <td>5/10、5.5/10*2、4/10*3</td> <td>5/10、5.5/10*2、4/10*3</td> </tr> <tr> <td>地方港湾</td> <td>4/10</td> <td>4/10、1/3*1</td> <td>4/10</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>避難港</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	港湾の種類等	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	国際戦略港湾 国際拠点港湾	5/10、4/10*3	5/10、4/10*3	5/10、4/10*3	5/10、4/10*3	重要港湾	5/10、5.5/10*2、4/10*3	5/10、5.5/10*2、4/10*3	5/10、5.5/10*2、4/10*3	5/10、5.5/10*2、4/10*3	地方港湾	4/10	4/10、1/3*1	4/10	4/10	避難港	5/10	5/10		
	港湾の種類等	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設																					
	国際戦略港湾 国際拠点港湾	5/10、4/10*3	5/10、4/10*3	5/10、4/10*3	5/10、4/10*3																					
	重要港湾	5/10、5.5/10*2、4/10*3	5/10、5.5/10*2、4/10*3	5/10、5.5/10*2、4/10*3	5/10、5.5/10*2、4/10*3																					
	地方港湾	4/10	4/10、1/3*1	4/10	4/10																					
	避難港	5/10	5/10																							
	* 1、* 2 特定の施設整備に係るもの、* 3 小規模な施設整備に係るもの																									
	(離島)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾の種類</th> <th>水域施設</th> <th>外郭施設</th> <th>係留施設</th> <th>臨港交通施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要港湾 地方港湾</td> <td>8/10</td> <td>8/10、1/3*1</td> <td>6/10</td> <td>6/10、2/3*2</td> </tr> </tbody> </table>	港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	重要港湾 地方港湾	8/10	8/10、1/3*1	6/10	6/10、2/3*2															
	港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設																					
	重要港湾 地方港湾	8/10	8/10、1/3*1	6/10	6/10、2/3*2																					
	* 1、* 2 特定の施設整備に係るもの																									
	(北海道)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾の種類</th> <th>水域施設</th> <th>外郭施設</th> <th>係留施設</th> <th>臨港交通施設</th> <th>港湾施設用地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際拠点港湾 重要港湾 地方港湾</td> <td>7.5/10</td> <td>7.5/10、1/3*</td> <td>6/10</td> <td>6/10</td> <td>6/10</td> </tr> </tbody> </table>	港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地	国際拠点港湾 重要港湾 地方港湾	7.5/10	7.5/10、1/3*	6/10	6/10	6/10													
港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地																					
国際拠点港湾 重要港湾 地方港湾	7.5/10	7.5/10、1/3*	6/10	6/10	6/10																					
* 特定の施設整備に係るもの																										
(沖縄)																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾の種類</th> <th>水域施設</th> <th>外郭施設</th> <th>係留施設</th> <th>臨港交通施設</th> <th>港湾施設用地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要港湾 地方港湾</td> <td>9/10</td> <td>9/10、1/3*</td> <td>9/10</td> <td>9/10</td> <td>9/10</td> </tr> </tbody> </table>	港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地	重要港湾 地方港湾	9/10	9/10、1/3*	9/10	9/10	9/10														
港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地																					
重要港湾 地方港湾	9/10	9/10、1/3*	9/10	9/10	9/10																					
* 特定の施設整備に係るもの																										
(奄美)																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾の種類</th> <th>水域施設</th> <th>外郭施設</th> <th>係留施設</th> <th>臨港交通施設</th> <th>港湾施設用地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要港湾 地方港湾</td> <td>9/10</td> <td>9/10、1/3*</td> <td>7.5/10</td> <td>7.5/10</td> <td>6/10</td> </tr> </tbody> </table>	港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地	重要港湾 地方港湾	9/10	9/10、1/3*	7.5/10	7.5/10	6/10														
港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地																					
重要港湾 地方港湾	9/10	9/10、1/3*	7.5/10	7.5/10	6/10																					
* 特定の施設整備に係るもの																										
改修事業、港湾メンテナンス事業のうち 港湾施設改良費補助・統合補助																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内地、北海道、沖縄、離島(奄美)</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>離島(奄美を除く)</td> <td>5/10</td> </tr> </tbody> </table>	地域	国	内地、北海道、沖縄、離島(奄美)	1/3	離島(奄美を除く)	5/10																				
地域	国																									
内地、北海道、沖縄、離島(奄美)	1/3																									
離島(奄美を除く)	5/10																									
1件あたりの事業規模は5億円を超えないものとする。但し、都道府県が港湾管理者であるものにあつては2億円以上、市町村が港湾管理者であるものにあつては90百万円以上とする。 なお港湾管理者情報システム整備及び緑地等施設にあつては但し書きを適用しないものとし、荷役用係留施設の延長増になるもの、マリーナ関連施設は補助対象施設としない。																										

港湾整備事業

(2) 港湾環境整備事業

港湾環境整備事業費補助

緑地等施設事業

地 域	緑地	用地
内地、離島、北海道	5/10	1/3
沖縄	6/10	4/10

海域環境創造・自然再生等事業

(海浜、水質浄化施設)

地 域	国
内地、離島、北海道	5/10
沖縄	6/10

(施設改良)

地 域	国
内地、離島	4/10
北海道	6/10
沖縄	9/10

(沈廃船等処理)

港湾の種類	国
国際戦略港湾 国際拠点港湾 重要港湾 地方港湾	1/3

放置座礁船の処理については、全体事業規模が50百万円以上の場合に限る。
但し、平成16年3月31日迄に発生した放置座礁船については、全体事業規模10百万円以上の場合も対象とする。

(汚泥等の浚渫)

港湾の種類	国
重要港湾 地方港湾	1/2

港湾廃棄物処理施設整備事業費補助

(廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設)

地 域	国
内地、離島、北海道	1/3
沖縄	1/2